

2015年(平成27年)3月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する異議申立てについて(答申)

2013年(平成25年)7月4日付けで諮問された「2013年5月8日付 行政文書公開一部承諾決定通知書による文書番号 245103001008 起案文書の別紙1頁(起案説明)にある判決内容を踏まえて検討した過程を示す文書一式(顧問弁護士相談結果。審議過程を示す文書等)文書番号 245103001008 を除く」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が「2013年5月8日付 行政文書公開一部承諾決定通知書による文書番号 245103001008 起案文書の別紙1頁(起案説明)にある判決内容を踏まえて検討した過程を示す文書一式(顧問弁護士相談結果、審議過程を示す文書等)文書番号 245103001008 を除く」の行政文書公開請求に対し、不存在を理由として2013年(平成25年)5月28日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は妥当である。

2 事実

- (1) 異議申立人は2013年(平成25年)4月24日付けで、実施機関に対し藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により、「平成25年3月6日横浜地裁『平成24年(行ウ)第59号公文書公開決定処分取消請求事件』敗訴判決を受けて、藤沢市が控訴しない意思決定に至る過程を検証出来る文書一式」の行政文書公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、同請求にかかる対象文書を「件名 横浜地方裁判所平成24年(行ウ)公文書公開取消請求事件の判決に対する対応について(文書番号 245103001008)」と特定し、2013年(平成25年)5月8日付けで、条例第6条

第1号に該当する個人情報の部分を除き一部を公開する行政文書公開一部承諾決定処分を行った。

- (3) 異議申立人は同月14日付けで、実施機関に対し、条例第10条の規定により「2013年5月8日付け 行政文書公開一部承諾決定通知書による文書番号245103001008 起案文書の別紙1頁（起案説明）にある判決内容を踏まえて検討した過程を示す文書一式（顧問弁護士相談結果、審議経過を示す文書等）文書番号245103001008を除く」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は本件請求に対し、異議申立人が求める行政文書は「件名 横浜地方裁判所平成24年（行ウ）公文書公開取消請求事件の判決に対する対応について（文書番号245103001008）」以外には、公的立場（職務上）において作成しておらず不存在であるとして、同月28日付けで行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (5) 異議申立人は同月31日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (6) 実施機関は2013年（平成25年）7月4日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求める、というものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに口頭意見陳述の主張を総合すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

ア 実施機関が示した「横浜地方裁判所平成24年（行ウ）第59号公文書公開決定取消請求事件の判決に対する対応について（文書番号245103001008）」は判決を受けて市が控訴を提起しないことを決定した際の検討過程を示すものではない。当該決定に至るには実施機関内部において何らかの検討が行われその内容を記録した文書が別に存在するはずである、また仮に当該検討過程を記録した文書を作成していないとするならば、作成すべきである。判決内容を踏まえて検討した過程を示す文書が存在しないのは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第4条「行政機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定

に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」の文書作成義務を怠っており、不当である。

イ 実施機関が示した文書不存在の理由は合理性を欠き不当である。

ウ 異議申立ての審査は、法に基づき異議申立てを受けた実施機関の長が行うものであるが、条例においては、当事者である実施機関の長の自己評価に任せるのではなく、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することにより、より客観的で合理的な解決を期待できることから、異議申立てがあったときは、審査会に対し諮問を行い、審査会の答申を受けて決定するものである。異議申立人は審査会の調査権限により存在する文書（検討過程を示すメモ等）についてインカメラ審理で、調査審議を行ったうえで、その処分が妥当であったか否かの判断を求めるために異議申立てしているのである。

#### 4 実施機関の主張要旨

非公開理由説明書及び意見陳述における実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は次のとおりである。

- (1) 本件請求文書については、異議申立人に対して2013年（平成25年）5月8日付けで一部公開した文書「横浜地方裁判所平成24年（行ウ）第59号公文書公開決定取消請求事件の判決に対する対応について（文書番号245103001008）」以外には作成しておらず、本件請求に係る「判決内容を踏まえて検討した過程を示す文書」は前述の文書そのものであり、他には存在しない。
- (2) 行政文書公開諾否決定について不服申立てがあった場合、実施機関は審査会に諮問し、その議に基づいて当該不服申立てに対する決定をしなければならないとされている。また、審査会における審査は、実施機関の公開請求に対する諾否決定について、審査会の調査権限により存在する文書についてインカメラ審理で、非公開部分の調査審議を行ったうえで、その処分の当否を判断するものであり、文書作成義務を問題にしたとしてもそれは審査会の権限外のことである。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張をもとに審議した結果、次のように判断した。

- (1) 本件請求について

異議申立人が行った本件請求の趣旨は、平成24年(行ウ)第59号公文書公開決定処分取消請求事件の判決(以下「本判決」という。)を受けて、市が控訴を提起しないことを意思決定した際の当該意思決定に至る検討過程を検証できる文書の公開を求める、というものである。

なお、異議申立人は2013年5月8日に同趣旨の公開請求を行い、実施機関は「件名 横浜地方裁判所平成24年(行ウ)公文書公開取消請求事件の判決に対する対応について(文書番号245103001008)」(以下「本件一部公開文書」という。)が同請求趣旨に合致する行政文書であるとして、異議申立人に対し個人情報に該当する部分を除き公開している。本件請求は、異議申立人が、本件一部公開文書の内容は市が控訴を提起しないことを決定した際の検討過程を示すものではないとして、本件一部公開文書以外の行政文書の公開を求めたものである。

## (2) 本件請求文書の存否について

ア 異議申立人は意見書及び口頭意見陳述において、実施機関が示した本件一部公開文書は本判決を受けて市が控訴を提起しないことを決定した際の検討過程を示すものではないとしたうえ、当該決定に至るには実施機関内部において何らかの検討が行われその内容を記録した文書が本件一部公開文書以外にも存在するはずである、また仮に当該検討過程を記録した文書を作成していないとするならば、作成すべきであると主張している。この点、当審査会において本件一部公開文書を見分したところ、実施機関が異議申立人の請求に対し本件一部公開文書を請求対象文書として特定したこと自体は合理性を欠いているとは言えない。また実施機関は、処分理由説明において、異議申立人が求める本判決に対し控訴しない決定に至る検討過程を示す文書は本件一部公開文書以外には作成していないと説明しているが、当該説明に特段不自然な点は認められない。

したがって、本件請求文書は本件一部公開文書以外に存在するとは認められない。

イ また、異議申立人が主張する実施機関が示した文書不存在の理由は合理性を欠いており不当であるとする点については、実施機関は本件請求に対する行政文書公開一部承諾決定通知書において作成していない旨を明記しており、不当とは言えない。

その他の異議申立人が主張する点については、本件に係る当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2013. 7. 4	実施機関から審査会へ諮問書の提出
7.12	審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請
8. 1	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
8. 7	審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付
8.12	異議申立人から審査会へ意見書の提出
8.14	審査会から実施機関へ異議申立人の意見書の写しの送付
9.24	審査会から実施機関へ資料の提出要請
10. 2	実施機関から審査会へ資料の提出
11.28	実施機関への意見聴取
12.26	異議申立人への意見聴取
2014. 4.14	審議
2015. 3.13	答申

## 第 1 5 期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2014年2月1日～2016年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
中津川 彰	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授

会長 職務代理者